海技免許申請書（第２号様式）

⑴～⑻　（略）

⑼　乗船履歴欄は、次のイ、ロ又はハに掲げる区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める方法に従って記載すること。

イ　規則第３条第１項第３号の添付書類で証明する乗船履歴を表示する欄　次に掲げる者であって四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての免許申請をする者は、その乗船履歴の期間に応じ、該当するチェック欄に「×」を記載すること。

(a)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条の高等学校又は中等教育学校を卒業し、国立研究開発法人水産研究・教育機構の水産大学校乗船実習コースを修了した者

(b)　海上保安大学校の初任科を修了し、同校の特修科を卒業し、同校の研修科国際業務課程を修了した者

(c)　次のいずれかの学校の本科を卒業し、当該学校の乗船実習科（ウにあっては海技士教育科海技課程の乗船実習科）を修了した者

ア　海員学校

イ　独立行政法人海員学校

ウ　独立行政法人海技教育機構

(d)　平成６年以後に海員学校の専修科を卒業した者

(e)　独立行政法人海員学校の専修科を卒業した者

(f)　独立行政法人海技教育機構の次のいずれかの課程を卒業した者

ア　海技士教育科海技課程の専修科

イ　海技士教育科海技課程の航海専科

ウ　海技士教育科海技専攻課程海技士コース（五級航海専修）

ロ・ハ　（略）

⑽～⑿　（略）

操縦免許申請書（第18号様式）

⑴～⑽　（略）

⑾　写真欄には、申請者の写真を次のイからニまでに従って貼付すること。

イ～ニ　（略）

小型船舶操縦士国家試験申請書（第25号様式）

⑴～⑸　（略）

⑹　写真欄には、申請者の写真を次のイからニまでに従って貼付すること。

イ～ニ　（略）

⑺～⑿　（略）

海技免許申請書（第２号様式）

⑴～⑻　（略）

⑼　乗船履歴欄は、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法に従って記載すること。

イ　第３条第１項第３号に規定する乗船履歴を表示する欄　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者（高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者にあっては国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校乗船実習コースを修了した者に、海上保安大学校の特修科を卒業した者にあつては海上保安大学校の初任科及び研修科国際業務課程を修了した者に、海員学校の本科を卒業した者、独立行政法人海員学校の本科を卒業した者又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科を卒業した者にあっては海員学校の乗船実習科、独立行政法人海員学校の乗船実習科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の乗船実習科を修了した者に、海員学校の専修科を卒業した者にあっては平成６年以後に卒業した者に限る。）であって四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての免許申請をする者は、規則第３条第１項第３号に規定する乗船履歴の期間に応じ、該当するチェック欄に「×」を記載すること。

ロ・ハ　（略）

⑽～⑿　（略）

操縦免許申請書（第18号様式）

⑴～⑽　（略）

⑾　写真欄には、申請者の写真を次のイ、ロ、ハ及びニに従って貼付すること。

イ～ニ　（略）

小型船舶操縦士国家試験申請書（第25号様式）

⑴～⑸　（略）

⑹　写真欄には、申請者の写真を次のイ、ロ、ハ及びニに従って貼付すること。

イ～ニ　（略）

⑺～⑿　（略）

（登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部改正）

第二条　登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一　学校等に係る修業期間等	別表第一　学校等に係る修業期間等
区分 / 期間 / 入学資格	区分 / 期間 / 入学資格
（略） / （略） / （略）	（略） / （略） / （略）